

議案第50号

幸手市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正 する条例

幸手市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日から施行する。

令和5年8月25日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、引用条項及び引用字句を変更したいので、この案を提出するものである。